

大分県立津久見高等学校PTA会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、大分県立津久見高等学校PTAと称し、事務局を大分県立津久見高等学校におく。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、学校・家庭・地域社会の協力のもとに、広く教育の振興を図るとともに、生徒の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校及び家庭における教育の理解と振興に勤める。
- (2) 家庭と学校の間を一層緊密にし、生活環境の健全化を図る。
- (3) 教育について必要な調査、研究を行う。
- (4) 会員相互の親睦を図り、教養を高める。
- (5) 学校の施設、環境の整備について援助する。
- (6) 他の公共機関と協力し、校外における生徒の生活指導を行う。
- (7) 体育文化活動の振興及び進路指導の充実について援助する。
- (8) その他必要と認められる事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、生徒の保護者、教職員並びに本会の趣旨に賛同するものとする。

第2章 役 員

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名以上(うち1名は校長) |
| (3) 理 事 | 各クラス及び学校代表 |
| (4) 監 査 | 3名 |
| (5) 会 計 | 1名 |
| (6) 顧 問 | 若干名 |

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は会務を処理する。
- (4) 監査は会計その他を監査する。
- (5) 会計は本会の会計事務を処理する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応じて会務に参加する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、理事、監査は総会の承認を得て決定する。
- (2) 会計は会長が委嘱する。
- (3) 顧問は必要に応じて、理事会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とする。但し、再任は妨げない。役員の仕事により会務に支障があ

るときは、役員の補充を行う。その任期は前任者の 残存期間とする。

第3章 会 議

(総会)

第9条 総会は年1回開催する。総会の議長はその都度会員の中から選出する。総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 役員の選出・承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 事業計画及び事業報告の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他の必要事項

但し、会長が必要と認めるとき、または、理事の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を招集することができる。

(理事会)

第10条 理事会は、会長、副会長、理事、顧問を持って構成し、会長が必要と認めるとき開催し、PTAの目的達成のために企画運営する。

(議決)

第11条 総会、理事会は過半数を持って定足数とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(専門部)

第12条 本会が必要と認めるときは専門部を設けることができる。

第4章 会 計

(会費)

第13条 本会の経費は、会費及び寄付金等その他の収入をもって充てる。

2 会員は生徒1人当たり月額300円の会費及び次の経費を納めるものとする。

- (1) 生徒会活動を支援するために要する経費
生徒1人当たり月額 600円
- (2) 体育文化活動の振興のため九州大会出場等に要する経費
生徒1人当たり月額 1,000円
- (3) 体育文化活動の振興のため全国大会出場に要する経費
生徒1人当たり月額 300円
- (4) 進路保障を図り進路指導充実のための経費
生徒1人当たり月額 300円
- (5) 普通教室のエアコン運転に要する経費
生徒1人当たり月額 200円

(事務委任)

第14条 本会は副会長である校長に会計事務を委任する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 表 彰

(表彰の基準)

第16条 次に該当するものが退任するときは、感謝状を贈呈する。

- (1) 会長
- (2) 副会長として2年以上連続してその職に当たった者

(3) その他PTAの目的を達成するため、特に功績があったと認められる者

(表彰者の選考)

第17条 前条の表彰は理事会でこれを決定する。

第6章 会 則

第18条 会則は、総会において出席者の過半数の同意により改正することができる。

第7章 そ の 他

第19条 役員選出に係わる規定として別途PTA役員選出規定を定める。

附 則 本会則は昭和43年4月 1日から施行する

本会則は昭和51年4月 1日一部改正

本会則は平成 3年4月 1日一部改正

本会則は平成 6年4月 1日一部改正

本会則は平成 9年5月 8日一部改正

本会則は平成18年1月28日一部改正

本会則は平成24年5月20日一部改正

本会則は平成25年4月 1日一部改正

本会則は平成26年4月 1日一部改正

大分県立津久見高等学校 PTA慶弔規定

(平成24年4月1日改正)

区分	項 目	金額(円)	備 考	
生徒	死亡	本人	10,000	
		父母	5,000	
	初盆	本人	3,000	
	災害	見舞金	別途協議	
職員	結婚	本人	5,000	
	死亡	本人	10,000	
		配偶者	5,000	
		父母	5,000	実父母(含同居義父母)
		子ども	3,000	
	初盆	PTAからの香典対象者	3,000	
災害		別途協議		

※ PTA役員等あるいは特殊な事由については、校長・教頭・事務長の協議による。